



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅・2件（水産課） 1
- 公有水面埋立しゅん功認可（漁港漁場課） 1
- 事業の認定（用地課） 2
- 都市計画事業の変更の認可（下水道課） 3

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課） 4
- 大規模小売店舗の変更の届出（商工振興課） 4
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立美里工業高等学校） 5

労働委員会事項

- 沖縄県労働委員会あっせん員候補者の告示 5

告 示

沖縄県告示第744号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成15年沖縄県告示第876号で同意の認定をした宜野座加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成19年12月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第745号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成15年沖縄県告示第877号で同意の認定をした金武加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成19年12月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第746号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成19年12月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成19年11月30日 沖縄県指令農第1205号
- 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 認可を受けた者 沖縄県島尻郡伊平屋村字我喜屋251番地 伊平屋村
 - (2) 代表者 沖縄県島尻郡伊平屋村字我喜屋2131番地の5 伊平屋村長 西銘真助
- 3 埋立区域
 - (1) 位置 沖縄県島尻郡伊平屋村字田名西原2866番の地先公有水面

(2) 区域 次の各地点のうち①の地点から⑤の地点までを順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑤の地点とを結ぶ平成14年2月15日付け沖縄県指令農第158号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（DL+1.34メートルにより決定）により囲まれた区域

①の地点 四等三角瀬2後岳（北緯27度04分07秒8953、東経127度59分13秒7579）から262度15分07秒1,501.06メートルの地点

②の地点 ①の地点から233度00分11秒27.79メートルの地点

③の地点 ②の地点から322度58分52秒10.08メートルの地点

③-1の地点 ③の地点から247度58分52秒0.98メートルの地点

③-2の地点 ③-1の地点から277度58分52秒0.98メートルの地点

④の地点 ③-2の地点から307度58分52秒0.98メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から320度47分57秒15.59メートルの地点

(3) 面積 802.78平方メートル

4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成16年3月31日 沖縄県指令農第524号

5 関係図書を閲覧することができる市町村名 伊平屋村

沖縄県告示第747号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成19年12月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 起業者の名称 金武町

2 事業の種類 金武町堆肥センター建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分 金武町字金武羽佐間原地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

金武町堆肥センター建設事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である金武町が事業主体となって、堆肥センターを建設するものであり、法第3条第31号に該当する事業である。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると認められる。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である金武町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条において本件事業を施行する権能を有する主体である。

また、本件事業に必要な用地取得費及び事業費について財政措置が講じられていることから、法第20条第2号の要件を充足すると認められる。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

金武町には現在、沖縄県農業協同組合が昭和58年に建設した堆肥センターがあり、建設後24年を経過しており老朽化が激しく建替えの時期がきているが組合の財務状況が厳しく再整備が難しい状況である。

このような中、平成16年11月に「家畜排せつ物の管理適正化及び利用の促進による法律」が施行された。5年間の猶予期間があるが、将来的に堆肥の野積み等ができなくなり畜産農家が困惑している状況にある。

本件事業に係る金武町堆肥センターは和牛団地、乳牛団地に隣接した場所にあり、建設することにより有機肥料による地力増進、地産地消、耕畜連携強化を図る。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、大きいものと認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地には、特に保全すべき動植物は存在しないことから、失われる利益は軽微で

あると認められる。

ウ 比較衡量

本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

上記のとおり、「家畜排せつ物の管理適正化及び利用の促進による法律」に適応するために事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべての土地が本件事業の用に半永久的に供されるものであることから、収用とすることに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると認められる。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて満たしているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 金武町役場産業振興課

沖縄県告示第748号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和49年沖縄県告示第15号で認可した本部都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年12月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 施行者の名称 本部町

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 本部都市計画下水道事業

(2) 名称 本部町公共下水道

3 事業施行期間 昭和49年1月17日から平成26年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 昭和49年沖縄県告示第15号、昭和57年沖縄県告示第180号、平成元年沖縄県告示第118号、平成元年沖縄県告示第785号、平成5年沖縄県告示第310号、平成8年沖縄県告示第373号、平成11年沖縄県告示第368号及び平成17年沖縄県告示第242号の事業地のうち本部町字山川石川原、北原、大石原、穴川原、宇山原、トモセ原、赤原、与那崎原及び西原、字浦崎浦崎原、サク原、大里原及び後川原、字豊原寺原、野喜野原、森畑原、興棚原及び港原、字浜元中原、字渡久地大多良原、中原、屋比久原、喜志原及び与那城原、字東理地原及び長田原、字谷茶泊原、字大浜大小堀原、字備瀬後備瀬原、備浜原、底原、石川原、礎摩原、長畠原及び高良原、字石川石川原、宇山原、礎摩原、長追原及び知場塚原、字健堅駈原、石川原及び健堅原、字伊野波浜川原、前原、狭間原、伊佐土間原及び中川原、字大嘉陽伊是名原、字辺名地南原、北原、利地原及び東原、字崎本部米合原、崎本部原、美野原、ウカイ原及び前原、字古島古島原、大里原及び下屋原、字謝花謝花原、前原、島之上原、シリナ原、中袋原、西表原及び大久保原、字野原野原原及び中原並びに字並里前川原、千葉石原及び笹原を削り、字浜元北原、字渡久地川底原及び渡久地原、字東東原並びに字谷茶大崎原を加え、字浜元浜元原、字備瀬後備浜原及び小浜原並びに字健堅浜崎原において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 昭和49年沖縄県告示第15号、昭和57年沖縄県告示第180号、平成元年沖縄県告示第118号、平成元年沖縄県告示第785号、平成5年沖縄県告示第310号、平成8年沖縄県告示第373号、平成11年沖縄県告示第368号及び平成17年沖縄県告示第242号の事業地に本部町字山川石川原、北原、大石原、

穴川原、宇山原、トモセ原、赤原、与那崎原、西原及び港原、字浦崎浦崎原、サク原、大里原、後川原、泊原及び島之上原、字豊原野喜屋原、森畑原、興棚原及び港原、字浜元浜元原、中原及び北原、字渡久地大多良原、中原、屋比久原、喜志原、与那城原、川底原及び渡久地原、字東浜川原、理地原、長田原及び東原、字谷茶泊原、大崎原及び谷茶原、字大浜大小堀原、大崎原、兼久原及び算名原、字備瀬後備瀬原、後備浜原、備浜原、底原、小浜原、石川原、礎摩原、長島原、高良原及び備瀬原、字石川石川原、宇山原、礎摩原、長追原、知場塚原及び寺原、字健堅駈原、浜崎原、石川原及び健堅原、字伊野波浜川原、前原、狭間原、尻川原、伊佐土間原及び中川原、字大嘉陽伊是名原、字辺名地南原、北原、利地原及び東原、字崎本部米合原、崎本部原、美野原、ウカイ原、前原及び石川原、字古島古島原、大里原、下屋原及び一頓原、字謝花謝花原、前原、島之上原、シリナ原、中袋原、西表原及び大久保原、字野原野原原及び中原並びに字並里前川原、千葉石原及び笹原を加える。

5 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成20年1月28日まで縦覧に供する。

平成19年12月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成19年11月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄地理情報システム協議会
- 3 代表者の氏名 玉城健
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市久米1丁目4番17号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、社会・経済・文化活動を行う上で基本となる地理情報の編集・統合を可能とする社会基盤としての地理情報システム（以下「GISという」）の普及と研究により、行政、産業活動、国民生活の幅広い分野に大きな変革をもたらす新たな基盤的ツールとして、災害・保安・環境保全、観光利便確保等、様々な分野でその活用を図る活動を行い広く情報化社会の発展に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成19年12月11日から平成20年4月11日までの間、沖縄県観光商工部商工振興課及び豊見城市経済部商工観光課において縦覧に供する。

平成19年12月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 戸田書店豊見城店 豊見城市字豊崎1番418及び1番420
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社戸田書店 静岡県静岡市清水区銀座4番6号 代表取締役 鍋倉修六
- 3 届出年月日 平成19年11月13日
- 4 変更しようとする事項
戸田書店の閉店時刻
変更前 22時
変更後 23時
- 5 変更する年月日 平成19年11月14日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県

観光商工部商工振興課に提出すること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成19年12月11日

沖縄県立美里工業高等学校長 宮 良 吉 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 電子計算組織及び自動設計製図装置各一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立美里工業高等学校 沖縄県沖縄市泡瀬五丁目42番2号
- 3 落札者を決定した日 平成19年10月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社興洋電子 沖縄県那覇市字安謝638番地
- 5 落札金額 44,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成19年9月11日

労働委員会事項

沖縄県労働委員会告示第3号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、沖縄県労働委員会あつせん員候補者を次のとおり告示する。

平成19年12月11日

沖縄県労働委員会

会長 比 嘉 正 幸

氏 名	現 職	閱 歴	委嘱年月日
比嘉正幸	沖縄県労働委員会公益委員 弁護士	福岡高等裁判所判事	平成19年11月29日
大城光代	沖縄県労働委員会公益委員 弁護士	横浜家庭裁判所長	平成19年11月29日
矢野昌浩	沖縄県労働委員会公益委員 琉球大学法文学部教授	琉球大学法文学部助教授	平成19年11月29日
宮城和博	沖縄県労働委員会公益委員 弁護士	中央大学法文学部臨時講師	平成19年11月29日
宮里節子	沖縄県労働委員会公益委員 琉球大学法文学部准教授	琉球大学法文学部講師	平成19年11月29日
仲宗根清和	沖縄県労働委員会労働者委員 連合沖縄事務局長	全日本自治団体労働組合沖 縄県本部書記次長	平成19年11月29日
大濱直之	沖縄県労働委員会労働者委員 U I ゼンセン同盟沖縄県支部長	U I ゼンセン同盟福岡県支 部次長	平成19年11月29日
與那覇栄蔵	沖縄県労働委員会労働者委員 全駐労沖縄地区本部執行委員長	全駐労沖縄地区本部書記長	平成19年11月29日
喜屋武秀行	沖縄県労働委員会労働者委員 沖縄国家公務員労働組合顧問	沖縄開発庁沖縄総合事務局 運輸部職員	平成19年11月29日
川平朝之	沖縄県労働委員会労働者委員 航空連合沖縄副会長	沖縄地方航空同盟副会長	平成19年11月29日

又吉民人	沖縄県労働委員会使用者委員 社団法人沖縄県経営者協会専務理事	社団法人沖縄県経営者協会 事務局次長	平成19年11月29日
仲程通次	沖縄県労働委員会使用者委員 内外運輸株式会社代表取締役会長	大和自動車工業株式会社取 締役会長	平成19年11月29日
石川清勇	沖縄県労働委員会使用者委員 沖縄電力株式会社代表取締役副社長	沖縄電力株式会社常務取締 役	平成19年11月29日
饒波正博	沖縄県労働委員会使用者委員 ザ・テラスホテルズ株式会社総務人 事本部統括マネージャー	ザ・ブセナテラス副支配人	平成19年11月29日
宮城恵也	沖縄県労働委員会使用者委員 株式会社琉球銀行常務取締役	株式会社琉球銀行取締役 委嘱 人事部長	平成19年11月29日
山田義人	沖縄県労働委員会事務局長	沖縄県公文書館館長	平成17年4月21日
金城昌治	沖縄県労働委員会事務局調整審査課長	沖縄県労働委員会事務局総 務課長	平成18年4月13日
比嘉靖	沖縄県労働委員会事務局調整審査課 審査監	沖縄県総務部行政改革推進 課副参事	平成19年4月12日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円